



山形県公報

令和2年11月10日(火)
第154号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……1133
- 同……………(同) ……1134
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(村山総合支庁農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……1135
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1136

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日……………同
- 山形県議会議員補欠選挙(山形市選挙区)における選挙人名簿登録の基準日……………同

海区漁業調整委員会関係

指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………1137

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(健康福祉企画課) ……同
- 令和3年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験の実施……………(教育委員会) ……1138

告 示

山形県告示第769号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
長井市
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から令和2年3月18日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
今泉の一部
- 5 認証年月日
令和2年10月29日

山形県告示第770号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
飯豊町
- 2 調査を行った期間
平成25年4月1日から令和2年2月4日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
飯豊町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字萩生の一部
- 5 認証年月日
令和2年10月29日

山形県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営更生堰地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
天童市役所及び河北町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年11月10日から同年12月9日まで
- 4 その他
 - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和2年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡大江町大字貫見字カミ256番11から 同 沢口字杉な999番1まで		旧	31.0メートル } 5.0	メートル 602
			50.0メートル } 9.5	メートル 457
同	上	新	50.0メートル } 9.5	同上

山形県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和2年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字貫見字カミ839番7から
同 沢口字杉な12番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月10日

山形県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽黒立川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡庄内町狩川字玉坂175番から 同 143番1まで		旧	19.7メートル } 14.7	メートル 28
			19.5メートル } 14.7	同上
同	上	新	19.5メートル } 14.7	同上

山形県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 羽黒立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字玉坂175番から
同 143番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月10日

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第61号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和3年1月24日執行予定の山形県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和2年11月10日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

登録の基準日 令和3年1月6日

山形県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和3年1月24日執行予定の山形県議会議員補欠選挙（山形市選挙区）における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和2年11月10日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

登録の基準日 令和3年1月14日

海区漁業調整委員会関係**指 示****山形海区漁業調整委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和2年11月10日

山形海区漁業調整委員会
会長 加 藤 栄

令和2年12月1日から令和3年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第44条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

海 域	採 捕 方 法
水深30メートル以浅の沿岸海域	海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。）

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第15号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月10日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

セカンドオピニオン外来診察料		1回につき	29,630円
遺伝性乳がん・卵巣がん 遺伝子検査料	HBOCスクリーニング	1回につき	90,530円
	BRCA MLPA	1回につき	44,330円
	HBOCシングルサイト	1回につき	33,330円

を

セカンドオピニオン外来診察料		1回につき	29,630円
がん遺伝子パネル検査	ガーダント360	1回につき	420,000円
	相談料	1件につき	33,000円
遺伝性乳がん・卵巣がん 遺伝子検査料	HBOCスクリーニング	1回につき	90,530円
	BRCA MLPA	1回につき	44,330円
	HBOCシングルサイト	1回につき	33,330円

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（ラニナミビルオクタン酸エステル水和物） 81,760容器
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県健康福祉部健康福祉企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2662
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年10月8日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 70,779,632円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

令和3年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

令和2年11月10日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

校種	職	職 務 内 容		志 願 資 格	採 用 見 込 数
高 等 学 校	実 習 教 諭	普通系	高等学校において、理科、家庭及び情報に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者	若干名
		農業系	農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。	次の①、②のいずれかに該当する者 ①高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は令和3年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者 ②高等学校における農業に関する指導経験を1年以上有する者又は令和3年3月31日までに1年以上有する見込みの者	若干名
		工業（機械）系	工業に関する学科を置く高等学校において、工業に係る実習について、教諭の職務を助ける。	次の①、②のいずれかに該当する者 ①高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、大学等において工業関係の当該学科を修めて卒業した者又は令和3年3月31日までに当該学科を修めて卒業見込みの者 ②高等学校における当該分野に関する指導経験を1年以上有する者又は令和3年3月31日までに1年以上有する見込みの者	若干名

（注1）実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手

（注2）全種共通の志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

志願職種	有していることが望ましい知識、技術、資格等
全種共通	・ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術
普通系	・情報、理科及び家庭に関する基本的な知識と技術

農業系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業に関する知識と技術 ・ 取得資格の例 大型自動車免許、大型特殊自動車免許、家畜人工授精師免許、危険物取扱者（乙種）、けん引免許、農業機械整備士 等
工業（機械）系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業（機械）に関する基礎的な知識と技術 ・ 取得資格の例 技能検定2級（機械加工、鋳造、機械・プラント製図、機械検査、機械保全、仕上げ、電気機器組立て）、溶接技能者資格 等

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

イ 用紙の請求先

山形県教育庁教職員課（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

ロ 配布開始日

令和2年11月9日（月）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及びあて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は430円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立高等学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験のため提出するもの

(イ) 志願書

(ロ) 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

ロ 第二次選考試験のために提出するもの（第二次選考試験の試験当日に持参する。）

(イ) 推薦書（厳封のうえ、封筒の表に「親展」と明記）

※推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(ロ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ハ) 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

受 付 期 間	受 付 時 間	提 出 先
令和2年11月10日（火）から 令和2年11月24日（火）まで	午前9時から午後5時まで （土曜日、日曜日、祝日を除く。）	山形県教育庁教職員課 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

イ 志願書等の提出は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（高等学校実習教諭）在中」と朱書の上、裏には氏名を記入すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、令和2年11月24日（火）までの消印有効とする。

(4) 受験票の送付

令和2年12月3日（木）頃に、返信用封筒を使用して志願者あてに受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入の上、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

4 選考試験

(1) 第一次選考試験

イ 期 日 令和2年12月11日（金）

ロ 試験会場 山形県庁1602会議室（山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2863）

ハ 時程及び試験内容

- ・開場 午前9時
- ・集合時刻 午前9時30分（時間厳守） ※筆記用具、受験票を持参のこと

時 程	試 験 内 容
午前9時50分から 午前10時40分まで	筆記試験（一般教養） 教育的分野についての知識、法規等を含む。
午前10時55分から 午前11時35分まで	作文

※ 志願者数によっては、試験時間を変更する場合もある。

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者について行い、期日、試験会場及び試験内容は次のとおりとする。

なお、集合時刻等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

- イ 期 日 令和3年1月18日（月）
- ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(622)2743）
- ハ 試験内容 個人面接及び口頭試問

5 選考試験結果の通知等

- (1) 第一次選考試験の結果発表は、令和3年1月8日（金）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は、令和3年1月28日（木）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。
- (2) 採用は、令和3年4月1日以降とする。
- (3) 選考試験の結果についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁教職員課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。）

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第一次選考試験の筆記試験得点 及び総合ランク	合格発表の日から1か月間 (2月8日午後4時30分まで)	山形県教育庁教職員課
第二次選考試験の総合ランク	合格発表の日から1か月間 (3月1日午後4時30分まで)	

7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

志 願 職 種	筆記試験 (一般教養)	作 文	満 点
実習教諭（普通系）	100点	50点	150点
実習教諭（農業系）			
実習教諭（工業（機械）系）			

選考基準：筆記試験及び作文の合計得点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

志 願 職 種	個人面接	口頭試問	満 点
実習教諭（普通系）	50点	50点	100点
実習教諭（農業系）			
実習教諭（工業（機械）系）			

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案して選考する。

(3) 評価の観点

イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。

ロ 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。

ハ 口頭試問では、各系列の「専門的な知識」「論理的思考」「表現力」等について評価する。

8 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁教職員課（電話番号 023(630)2863）に問い合わせること。

令和2年11月10日印刷
令和2年11月10日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県